

平成 20 年度 事業計画書

(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)

1. 基本姿勢

平成 20 年度事業実施にあたりましては、公の施設の指定管理者も最終年を向かえ、2 年間の事業評価をおこない、更なる自主事業の展開公共サービスの向上に努めてまいります。

自主事業の取り組みといたしましては、帯広市民文化ホールの開館 20 周年を記念して、優れた芸術文化を提供する文化振興事業、市民の健康・体力づくりを進めるスポーツ振興事業、さらに文化団体や体育団体との協働による文化・スポーツの普及振興を進め、地域に根ざした生涯学習事業を推進してまいります。

文化・スポーツ施設の指定管理運営事業及び附帯事業につきましては、市民の施設としていつでも気軽に楽しく利用していただけることをモットーに、利用者がよりよい環境のもとで活動できる機会や場の提供をするとともに、施設運営の効率化を図りコスト削減に努め、以下の通り各種事業を展開してまいります。

2. 文化振興事業

寄附行為第 4 条第 1 号に掲げる事業は、次の計画により行う。

「 」感性の豊かな子どもたちに優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供する事業

- (1) 帯広市小中学生のための札幌コンサート (10 月 21 日)
市内の小中学生に、日頃接する機会の少ないオーケストラの生演奏を通して、児童・生徒の情操の涵養を図ることを目的とする。
- (2) 第 20 回親と子のわくわく音楽会 (2 月 15 日)
帯広・十勝の小学生低学年以下の児童を主に対象とし、日頃接する機会の少ないオーケストラの生演奏を通して、親と子のふれあいの場と音楽の楽しさを知ってもらう機会を提供することを目的とする。
- (3) 劇団飛行船「ちびまる子ちゃん」帯広公演 (10 月 5 日)
楽しい親子観劇を通して、子供たちの想像力や感受性を育み優しさや思いやりの心の大切さを学び、豊かな人間性を育てることを目的とする。
- (4) 「おかあさんといっしょ」帯広公演 (12 月 6 日)
2 歳から 4 歳児を対象とした歌や体操、着ぐるみ人形劇を通して、低年齢児にふさわしい情緒や表現を育てることを目的とする。

「 」優れた国内外の芸術文化を鑑賞する機会を市民に提供する事業

- (1) プラハ放送交響楽団帯広演奏会 (6 月 30 日)
放送オーケストラとして世界で最も古い歴史を有するプラハ放送交響楽団と 19 歳で第 11 回 ショパン国際ピアノ・コンクールに優勝したスタニスラフ・ブーニンの演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。
- (2) NHK 交響楽団演奏会帯広公演 (9 月 6 日)
国内トップレベルのオーケストラの演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(3) おびひろニューイヤーコンサートvol. 3 (1月24日)

「オペラガラ&バレエスペシャル」～甦る感動、奇跡のアリア～

国内トップレベルのオーケストラ、ソリストの演奏と地元トップバレエダンサーの踊りを鑑賞する機会を提供することを通して、新年の幕開けを地域の人々とお祝いするとともに地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(4) 前進座帯広公演 (11月5日)

江戸時代の武家社会と町人社会の日常の出来事から、人間としての尊厳や正直に生きることについて考えさせられる演劇を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

「 」多くの市民が気軽に楽しめる事業及び日本の伝統芸術にふれる機会を市民に提供する事業

(1) よしもとお笑いライブイン帯広 (3月22日)

日本の伝統芸能の上方漫才を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

「 」市民手作りのオリジナルな舞台芸術を市民とともに企画段階から創り上げ、市民の日頃の創作活動を発表する場を提供する事業

(1) 第27回おびひろ市民芸術祭 (5月)

市内で活動している文化団体及び個人が日頃の成果を発表する場と、多くの市民が芸術文化を鑑賞する場の機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(2) 文化ホールセミナー「舞台技術講習会」 (5月22日)

音響効果、舞台照明及び舞台設備など舞台に関する基本的な知識を実際に舞台を通して学び、舞台知識・演出等の技術向上を目指し、地域舞台技術の振興をはかることを目的とする。

(3) 帯広交響楽団第29回・第30回定期演奏会 (5月11日、11月16日)

地元オーケストラの技術レベル向上及び多くの市民に様々なクラシック音楽演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

3. スポーツ振興事業

寄附行為第4条第2号に掲げる事業は、次の計画により行う。

「 」スポーツ共催等事業

(1) プロ野球パシフィック・リーグ公式戦 (7月6日)

広く市民にプロ野球の醍醐味を堪能していただく場を提供することを目的とする。

(2) プロ野球パシフィック・リーグ公式戦観戦教室 (7月6日)

プロ野球の機会をとらえて観戦による野球教室を管内の小中学生及び身障者を招待し夢と希望、更に健全育成を図ることを目的とする。

(3) プロサッカーチーム「サッカー教室」 (7月)

「リーグチームによる合宿に併せて、次代を担う青少年に対して夢や憧れを抱かせ、サッカーの普及振興及び技術向上の場を提供することを目的とする。

- (4) 第16回帯広・韓国アイスホッケー親善交流大会 (8月)
アイスホッケーの交流を通じ、帯広と韓国の若人が固い友情と深い相互理解で結ばれ、共にアイスホッケー技術の向上のみならず国際人としての視野の確立と育成に努め、社会貢献できる人材育成を目的とする。
- (5) 第20回日・韓スピードスケート親善交流大会 (12月)
帯広市の強化選手の資質の向上及び国際試合の経験をすると共に国際親善を深めることを目的とする。
- (6) 2009十勝大平原クロスカントリースキー大会 (3月)
雪を冠した日高の山並みは、圧倒的な強さと凜とした美しさをたたえています。その視野に広がる雄大な十勝大平原は厳しい冬を迎え、どこまでも銀色に光輝く大平原に姿を変え真っ白な地平線が真っ青に澄み渡った大きな空とせめぎ合います。この大会は、十勝大平原国際クロスカントリースキー大会を継承し、更なる冬の健康づくり並びに人と人との交流の拡大を図ることを目的とする。
- (7) 第4回帯広・韓国高校生バスケットボール交歓大会 (7月)
韓国の高校生とバスケットボール競技を通じて、国際人としての視野の確立と社会に貢献できる人材育成に寄与し、帯広と韓国若人の相互理解を深め、バスケットボール技術の向上を図ることを目的とする。
- (8) 帯広の森スポーツフェスティバル (10月)
市民がごぞってスポーツに親しみ、心身をきたえ健康で明るい家庭づくりと町づくりに役立てることを目的とする。
- (9) マッスルピック～筋肉の祭典～帯広公演 (6月17日)
エンターテインメント界に旋風を巻き起こした、マッスルミュージカルの演出を手掛けた中村龍史率いる体育会系文化「日本中を元気にする劇団」マッスルピックを招聘し、ドラマティックなプロの演技を多くの市民に堪能していただく場を提供することを目的とする。

「 」スポーツ大会等開催事業

- (1) 第22回財団杯少年サッカー大会 (8月)
- (2) 第23回財団旗少年野球大会 (7月～8月)
- (3) 第17回財団杯身障者パークゴルフ大会 (9月)
- (4) 第22回財団杯ちびっこアイスホッケー大会 (10月)
- (5) 第15回財団杯女子アイスホッケー大会 (11月)
- (6) 第11回財団杯兼帯広市健康スポーツ推進委員会杯雪中パークゴルフ大会 (2月)
- (7) 第22回財団杯ママさんバレーボール大会 (2月)
- (8) 第23回財団杯室内ゲートボール大会 (2月)
- (9) 第5回十勝地区障がい者水泳大会兼第2回帯広市文化スポーツ振興財団HCスイムフェスタ (10月)
- (10) 第2回財団杯兼サントリーカップ第4回全国小学生タグラグビー選手権十勝地区予選大会 (11月)
- (11) スインピア記録会 (12月)

「 」各種スポーツ教室開催事業

- | | | |
|--------------|-------|---------|
| | | 全26教室 |
| (1) バドミントン教室 | (2教室) | 4月～6月) |
| (2) 硬式テニス教室 | (4教室) | 7月～8月) |
| (3) 卓球教室 | (2教室) | 7月) |
| (4) 体操教室 | (3教室) | 4月～11月) |
| (5) 水泳教室 | (6教室) | 4月～9月) |
| (6) 水中運動教室 | (1教室) | 4月～3月) |
| (7) ダイビング教室 | (1教室) | 5月～11月) |
| (8) アーチェリー教室 | (1教室) | 5月～3月) |
| (9) 走り方教室 | (1教室) | 5月～3月) |
| (10) スケート教室 | (5教室) | 6月～2月) |

「 」地域型スポーツクラブ事業の実施及び調査研究

- (1) スポーツ事業振興調査研究(総合型地域スポーツクラブの取組み) (4月～3月)
スポーツ事業振興策として、地域住民の地域スポーツクラブ化への取組みから、帯広の森運動施設を主な活動場所として現在活動をおこなっている「帯広の森スポーツクラブ」が開催する各種事業をスポーツ関係機関やスポーツ団体と共同開催する。
また、さらに地域型スポーツ事業の推進を図るべく調査研究を実施する。

4. スポーツ振興交流事業

寄附行為第4条第3号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) スポーツ少年団交歓大会助成
スポーツ少年団交歓大会に助成金を交付する。

5. 文化・スポーツ施設の指定管理運営事業

寄附行為第4条第4号に掲げる事業は、次の計画により行う。

帯広市の指定又は委託を受けて、次に掲げる文化・スポーツ施設の管理運営を行う。

指定管理施設

- (1) 帯広市総合体育館
- (2) 帯広の森体育館
- (3) 帯広の森研修センター
- (4) 帯広の森スピードスケート場
- (5) 帯広の森アイスアリーナ
- (6) 帯広の森第二アイスアリーナ
- (7) 帯広の森野球場
- (8) 帯広の森陸上競技場
- (9) 帯広の森市民プール
- (10) 帯広の森弓道場・アーチェリー場
- (11) 帯広の森テニスコート
- (12) 帯広の森スポーツセンター
- (13) 帯広の森球技場
- (14) 帯広の森平和球場
- (15) 伏古別公園野球場
- (16) 帯広市南町球場
- (17) 帯広市南町テニスコート
- (18) 自由が丘公園庭球場
- (19) 帯広市南町ゲートボール場
- (20) 帯広市民文化ホール

委託管理施設

- (1) 帯広市緑ヶ丘リンク

6. スポーツ施設設置維持運営事業

寄附行為第4条第5号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) すばやく帯広維持運営

7. その他附帯事業

寄附行為第4条第6号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) 管理施設関連附帯事業(収益事業)
管理施設利用者の利便に供するための事業を行う。